

## 産業廃棄物処理施設設置等連絡調整会議設置要領

|    |    |     |    |    |
|----|----|-----|----|----|
| 制定 | 平成 | 2年  | 4月 | 1日 |
| 改正 | 平成 | 10年 | 7月 | 3日 |
| 改正 | 平成 | 11年 | 4月 | 1日 |
| 改正 | 平成 | 17年 | 4月 | 1日 |
| 改正 | 平成 | 19年 | 4月 | 1日 |
| 改正 | 平成 | 22年 | 4月 | 1日 |
| 改正 | 平成 | 24年 | 6月 | 1日 |
| 改正 | 平成 | 25年 | 4月 | 1日 |
| 改正 | 平成 | 29年 | 4月 | 1日 |
| 改正 | 平成 | 30年 | 4月 | 1日 |
| 改正 | 令和 | 3年  | 4月 | 1日 |
| 改正 | 令和 | 5年  | 4月 | 1日 |

### (趣旨)

第1条 この要領は、産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成10年宮城県告示第737号）第6条第2項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設設置等連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 連絡調整会議に、会長、副会長及び委員を置く。

2 会長は、環境生活部長の職にある者をもって充てる。

3 副会長は、廃棄物対策課長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、会長は、必要に応じてこれらの者以外の者を委員に指定することができる。

### (会長の職務及び職務代理)

第3条 会長は、会務を総理し、必要があるときは随時、連絡調整会議を招集し、その議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (庶務)

第4条 連絡調整会議の庶務は、廃棄物対策課長において処理する。

### (委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に必要な事項は、会長が連絡調整会議に諮って定める。

#### 附 則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成10年7月3日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則  
この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表

|           |            |
|-----------|------------|
| 地域振興課長    | 森林整備課長     |
| 環境対策課長    | 道路課長       |
| 自然保護課長    | 河川課長       |
| 医療政策課長    | 防災砂防課長     |
| 長寿社会政策課長  | 港湾課長       |
| 障害福祉課長    | 都市計画課長     |
| 農業振興課長    | 建築宅地課長     |
| 水産業基盤整備課長 | 教育委員会文化財課長 |
| 林業振興課長    |            |